

労働安全衛生法にもとづく

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 のご案内

会員特典有

江南労働基準協会

所在地：江南市木賀東町新塚 220-1

電話：0587-55-2341

FAX：0587-55-6125

労働安全衛生法第60条の2第2項に基づき、事業者は、フォークリフト運転業務に従事する労働者に対し安全衛生教育を実施する努力義務があります。

当協会では、厚生労働省の通達「フォークリフト運転業務者安全衛生教育について」に基づき、下記のとおりフォークリフト運転業務者に対し安全衛生教育を実施します。是非、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

- 日時 令和3年9月16日（木） 9時30分～16時30分
- 会場 Home&nico ホール（江南市民文化会館）江南市北野町川石 25-1
- 研修内容

	研修内容	時間
学科	I 最近のフォークリフトの特徴	2
	II フォークリフトの取扱いと保守	2
	III 災害事例及び関係法令	2
- 定員 20名
- 受講料 会員 8,500 円（非会員 10,500 円）
※受講料には消費税、テキスト代を含みます。
- 申込方法 所定の申込書に所定事項をご記入の上、FAXまたは持参で江南労働基準協会までお申込み下さい。
- 支払方法 当協会に現金を持参するか銀行振込にてお支払い下さい。
三菱UFJ銀行 江南支店（普）0541755 江南労働基準協会
<振込口座>※振込み手数料はご負担下さい。
- 申込み・受講料支払い締切日 令和3年9月9日（木）
- その他
 - ・申込締切日以降にキャンセルされた場合は、受講料をお返ししません。
 - ・受講された方には、修了証を交付します。